

「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等要件定義業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年 (2023 年) 12 月 25 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課
電話 (011) 211-2976

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務名

札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等要件定義業務

(2) 業務概要

ア 背景

札幌市では、市民の健康寿命は男女ともに全国平均よりも短く、その延伸に向けて、世代に応じた健康的な行動を促す取組が求められていた。

高齢者に対して効果的な取組を検討するために設置した検討委員会の意見等を踏まえ、高齢者に対してはデジタル技術を用いて健康づくりや社会参加を促すことが効果的と判断し、デジタル技術を用いた仕組みを構築の検討を進めるもの。

イ 目的

本市が企画する高齢者の健康寿命の延伸を目指すデジタル技術を用いた事業について、専門的な観点からの助言を得て、円滑に開発等を進めていくための基礎を築くことを目的とする。

本件業務は、上記事業を進めていくうえで、別途調達を予定している高齢者向けの健康アプリ及びアプリを使用できない方のポイントカード等を用いた事業参加手法の構築に向けて、当該調達に必要な要件定義書等の作成を通して、高度で専門的な知見を得ることを目的とする。業務内容の詳細は、「札幌市高齢者向け健康ポイントアプリ等要件定義業務仕様書」による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日 (金) まで

3 参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。

(2) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている者ではないこと。

(3) 企画提案書の提出期限日時点において、令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿の役務 (一般サービス業) の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に業種が登録されている者であること。

登録方法については、札幌市公式ホームページの入札参加資格審査申請のページ (<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/index.html>) を参照すること。

なお、登録が必要な場合は、申請の期限等を上記の登録申請のページにてよく確認すること。

- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状況が著しく不健全な者ではないこと。
- (5) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- (6) 事業協同組合等の団体が参加する場合は、当該団体の構成員が構成員単独で参加していないこと。
- (7) 過去直近3年間において、都道府県・政令市等の自治体における情報システムの要件定義書作成・調達支援、並びにプロジェクト管理支援業務の受託実績を複数有すること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム「ISO/IEC27001」を有すること。
- (9) 品質マネジメントシステムに関する国際規格である ISO9001 を有すること。

4 企画書等の提出方法等

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出期間

令和5年12月25日（月）から令和6年1月11日（木）17時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は9時から17時までとする。

(3) 提出先

上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和5年12月25日（月）から保健福祉局高齢保健福祉部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査（ヒアリング）

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の平均点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

- ウ 本企画競争の手續期間中に指名停止を受けた者
 - エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為を行った者
 - カ その他、提案説明書等に定める手續、方法等を遵守しない者
- (2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
 - (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
 - (4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。
 - (5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
 - (6) 詳細は提案説明書による。

